

介護予防・日常生活支援総合事業

事業所名	訪問型サービス			通所型サービス				生活支援サービス
	訪問型生活機能アップサービス(従前相当)	訪問型短期集中予防サービス	訪問型生活支援サービス(緩和)	通所型元気アップサービス(デイサービス相当)	生活機能向上型通所サービス(デイケア相当)	通所型短期集中予防サービス	通所型緩和サービス	配食サービス
ひまわり ホームヘルパーステーション	○		○					
JAIこいの村 生活福祉センター	○		○					
ホームヘルパーステーション ぼだいじゅ	○		○					
ヘルパーステーション あのね	○		○					
杵築市山香ヘルパーステーション	○		○					
杵築市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション杵築	○		○					
きつきの里 デイサービスセンター				○			○	
デイサービスセンター とどろきの里				○			○	
三楽園デイサービスセンター				○			○	
菩提樹デイサービスセンター「風と樹々と空と」				○			○	
デイサービスセンター 初音の里				○			○	
デイサービスセンター風の唄				○			○	
デイケア すみれ館					○		○	
医療法人恵友会介護老人保健施設 しおはま		○			○	○		
老人保健施設グリーンケアやまが		○			○	○		
介護老人保健施設 梅桃		○				○		
小規模多機能型施設ひまわり荘							○	
手作りコロッケと家庭料理のお店こち屋								○
みんなのライフパートナーぶるーむ								○
えぐちのおべんとう								○
かぼちゃん弁当								○
夢のぼり工房								○



杵築市では介護予防のため「**介護予防・日常生活支援総合事業**」を行っています。この事業では、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスを利用できます。

住み慣れた地域で自分らしく生活するためにも、「**介護予防・日常生活支援総合事業**」を利用して、積極的に介護予防に取り組みましょう。

○介護予防とは

介護が必要な状態にならないようにする取り組みとあわせ、どのような状態であってもできることに取り組み、その人らしい暮らしや希望の実現を支援する取り組みのことです。

介護予防には、当事者一人ひとりがその意義を理解して自ら取り組むとともに、今後も活力のある社会を目指して地域全体で取り組む必要があります。

出典：大分県

ご相談は杵築市地域包括支援センターへ！

電話番号：0978-68-8282

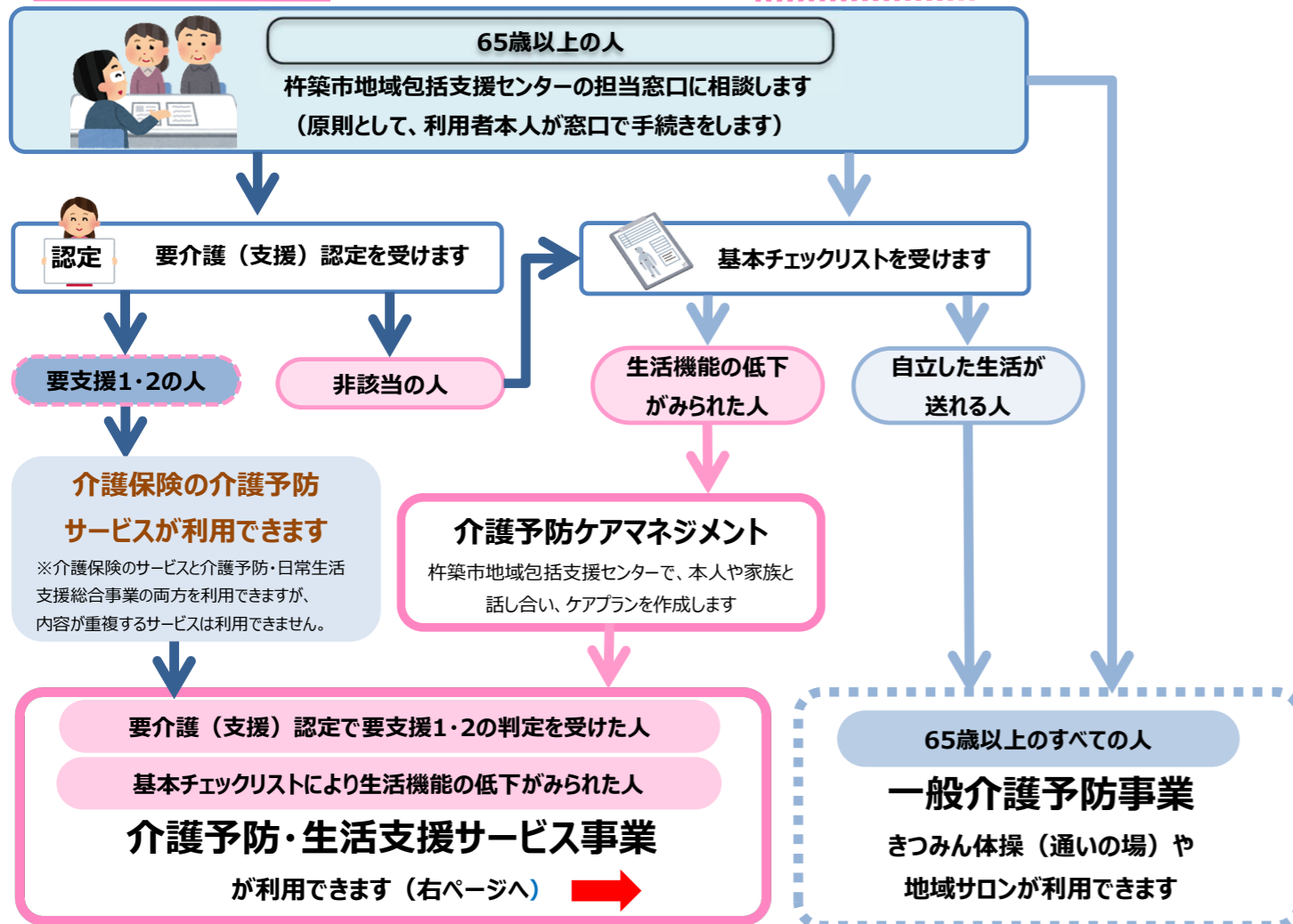
(杵築市社会福祉協議会内)

介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が行う介護予防事業です。要介護（支援）の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。なるべく介護を必要としない生活をおくるためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。
まずは医療介護連携課介護保険係または杵築市地域包括支援センターにご相談ください。

利用の流れ

「介護予防・日常生活支援総合事業」には、要介護（支援）認定を受けた人や、医療介護連携課または杵築市地域包括支援センターが行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての人が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



※介護予防・生活支援サービス事業の利用を開始した後も、お体の状態に変化があった場合には、要介護（支援）認定を申請することができます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」ではこんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理や掃除等の生活援助や、生活機能向上のための支援を行います。



自己負担のめやす ※一割負担の場合

訪問型生活機能アップ	週1回程度の利用	1,176円から/月	利用期間のめやす 6～12カ月
	週2回程度の利用	2,349円から/月	
	週3回程度の利用	3,727円から/月	
訪問型生活支援サービス	週1～2回程度の利用	300円/回	
短期集中予防サービス	月1～2回程度の利用	350～500円/回	利用期間のめやす 3～6カ月

※加算分等は別途負担となります。

通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を行います。



自己負担のめやす ※一割負担の場合

通所型元気アップ	週1回程度の利用	1,798円から/月	利用期間のめやす 6～12カ月
	週2回程度の利用	3,621円から/月	
	週3回程度の利用	3,622円から/月	
生活機能向上型通所サービス	週1回程度の利用	436円から/回	
	週2回程度の利用	447円から/回	
通所型緩和サービス	週1～2回程度の利用	500円/回	
短期集中予防サービス	週1～2回程度の利用	500円/回	利用期間のめやす 3～6カ月

※加算分や食費・日常生活費は別途負担となります

生活支援サービス

- 栄養改善や見守りを目的とした配食サービスを行います。

400円以内/食（最大週6回・一日一食）

